

議案第10号

木曾広域連合分担金条例の一部を改正する条例について

木曾広域連合分担金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月25日 提 出

木 曾 広 域 連 合 長 向 井 裕 明

令和8年 月 日 決

木曾広域連合議会議長 永 井 嘉 男

木曾広域連合分担金条例の一部を改正する条例（案）

木曾広域連合分担金条例（平成11年木曾広域連合条例第45号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、木曾広域連合規約（平成11年長野県指令10地第1280号。以下「規約」という。）第18条の規定により、<u>構成団体の分担金の負担割合</u>について定めるものとする。</p> <p>(分担金の負担割合)</p> <p>第2条 規約第18条別表に掲げるものうち、議会の議決を経て広域連合長が別に定める分担金の負担割合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務並びに液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 全体事業費 <u>関係町村</u> 前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%</p> <p>9 <u>木曾地域の広域行政の推進に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>全体事業費</u> 長野県 <u>広域連合長が予算で定める。</u> <u>関係町村</u> 長野県を除く全体事業費の平均割20% 人口割 80%</p> <p>10 <u>広域的な課題の調査研究に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、木曾広域連合規約（平成11年長野県指令10地第1280号。以下「規約」という。）第18条の規定により、<u>関係町村の分担金の負担割合</u>について定めるものとする。</p> <p>(分担金の負担割合)</p> <p>第2条 規約第18条別表に掲げるものうち、議会の議決を経て広域連合長が別に定める分担金の負担割合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）</u>により、<u>広域連合が処理することとされた火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務並びに液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 全体事業費 前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%</p>

(1) 全体事業費

長野県 広域連合長が予算で定める。

関係町村 長野県を除く全体事業費の平均割20% 人口割 80%

11 広域的な観光振興に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 全体事業費

長野県 広域連合長が予算で定める。

関係町村 長野県を除く全体事業費の平均割20% 人口割 80%

12 広域的な公共交通に関する事務に係る分担金の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 全体事業費

長野県 広域連合長が予算で定める。

関係町村 長野県を除く全体事業費の平均割20% 人口割 80%

第3条 (略)

第3条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第9項、第10項、第11項及び第12項の規定により算出された分担金は、当分の間構成団体が協議の上、その負担額の範囲内において必要な調整を行うことができる。

議案第10号 木曾広域連合分担金条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

長野県が新たに木曾広域連合の構成団体となることに伴い、広域連合が行う処理事務に係る事業費の負担割合について定めるもの。

県が参画する事務については、県の事業量を算定する客観的基準の設定が困難であるため、県の負担金については、県と広域連合との協議を経て、広域連合長が予算において定めることとし、県負担分を除く残りの事業費については、これまでどおり関係町村間で事業費の平均割20%、人口割80%により按分する方式とする。

以上により、構成団体の追加に伴う分担金の算定方法を適正化するため、所要の条例改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 長野県が参画する次の事務に係る県及び関係町村の負担割合をそれぞれ定める（第2条第9項～第12項関係）。

① 項目

第9項 木曾地域の広域行政の推進に関する事務

第10項 広域的な課題の調査研究に関する事務

第11項 広域的な観光振興に関する事務

第12項 広域的な公共交通に関する事務

② 負担割合

長野県：広域連合長が予算で定める額

関係町村：長野県を除く全体事業費の平均割20% 人口割80%

(2) その他、文言の整備（第2条第8項関係）。

3 施行期日 令和8年4月1日